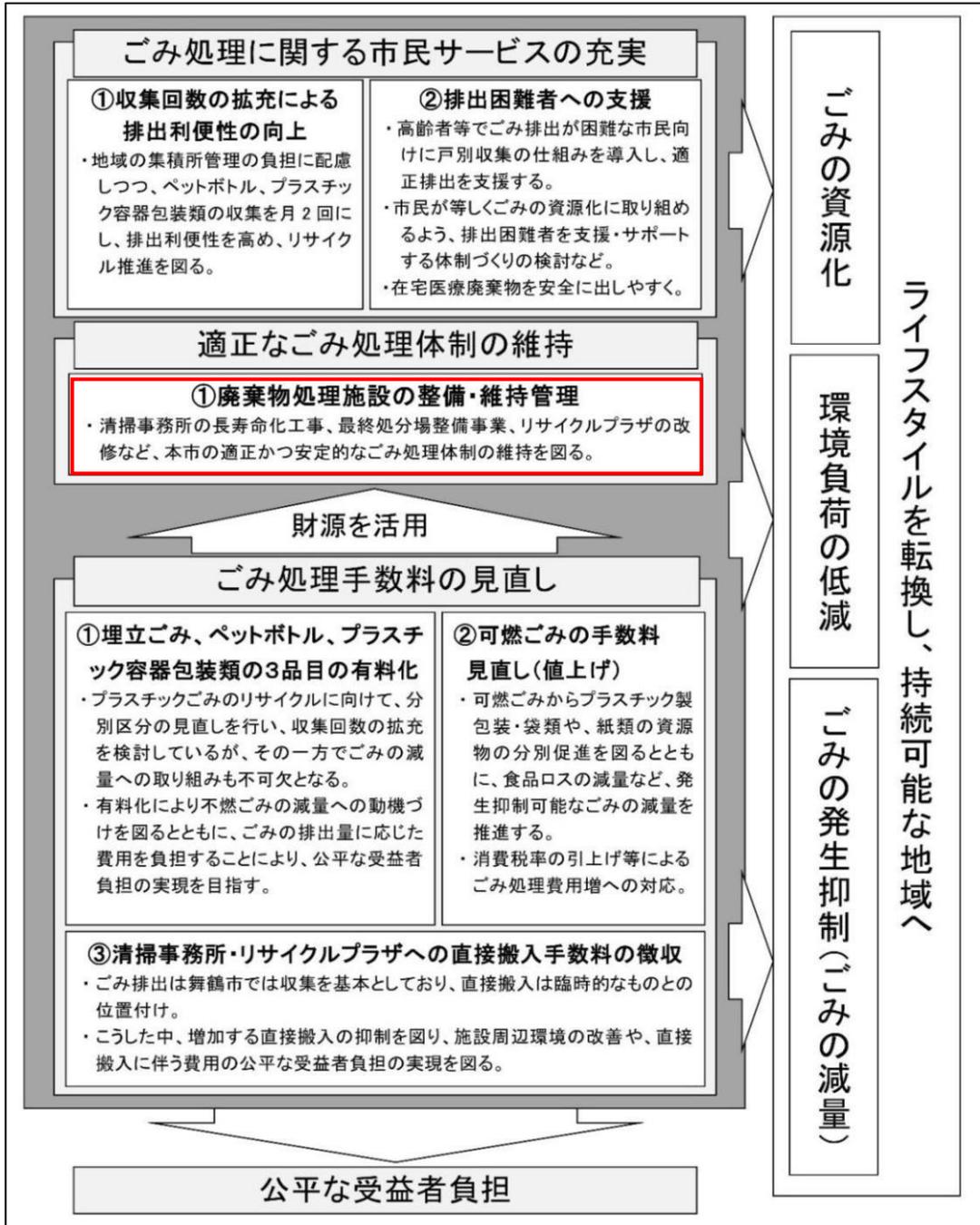


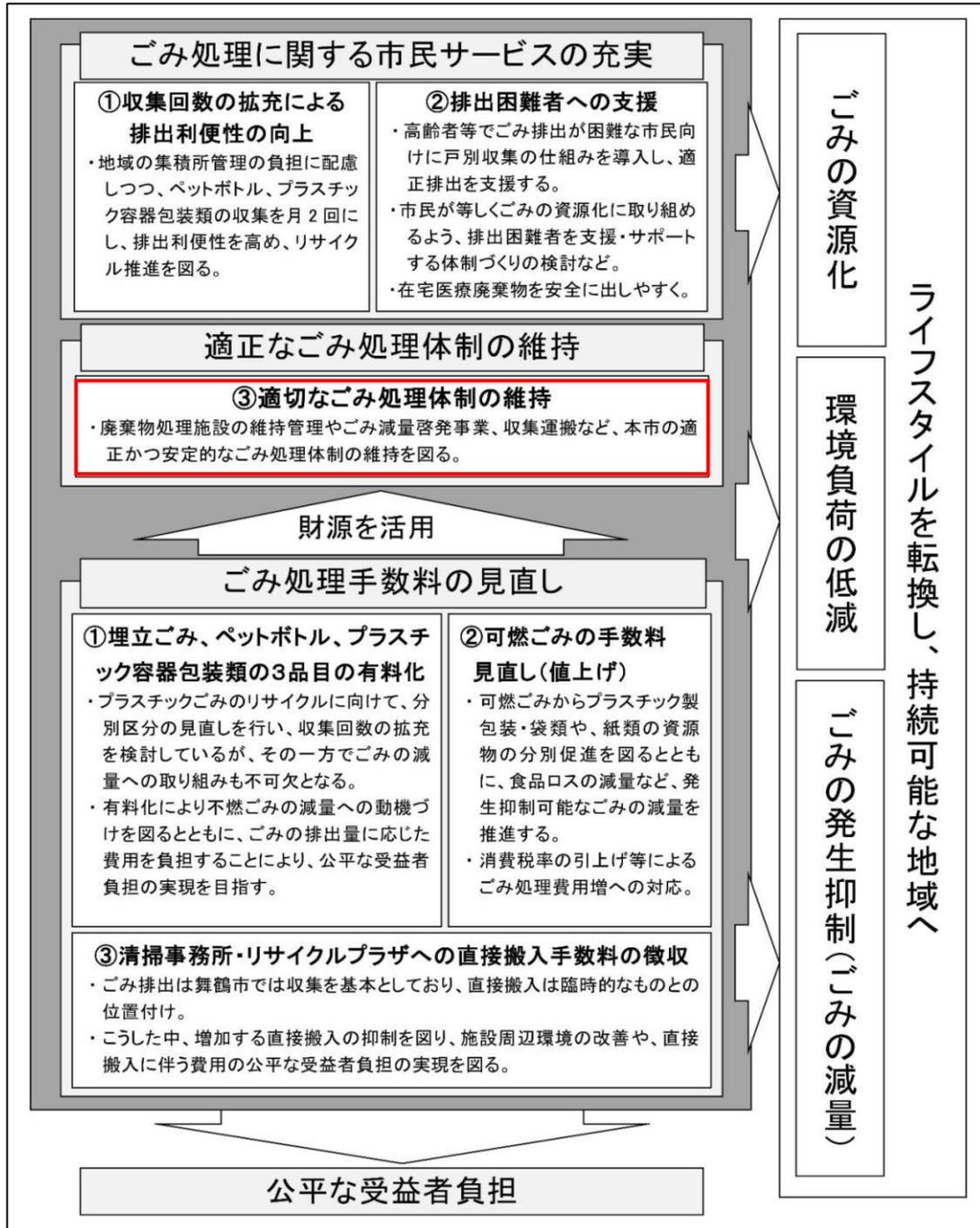
ごみ処理手数料の見直し方針（案）修正箇所

修正 1

修正前 (P16)



修正後 (P16)



『方針』(案)ではごみ処理手数料を施設整備費用に充てることとしていないため修正。

修正 2

◎修正前 (P22)

7. 手数料の見直しに伴うごみの出し方の変更点

(1) 『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』を集積所に出す時

● 変更点

- ・指定ごみ袋取扱店で購入し、指定ごみ袋に入れて不燃ごみ収集日に地域のごみ集積所に出してください。(袋の規格は別記)
- ・指定ごみ袋に入らないサイズのごみは粗大ごみとして戸別収集を依頼するか、又は、リサイクルプラザに直接搬入してください。(直接搬入の場合には搬入時に手数料が必要です)

◎修正後 (P22)

7. 手数料の見直しに伴うごみの出し方の変更点

(1) 『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』を集積所に出す時

● 変更点

- ・指定ごみ袋取扱店で購入し、指定ごみ袋に入れて不燃ごみ収集日に地域のごみ集積所に出してください。(袋の規格は別記)
- ・指定ごみ袋に入らないサイズのごみは粗大ごみとして戸別収集を依頼するか、又は、リサイクルプラザに直接搬入してください。(直接搬入の場合には搬入時に手数料が必要です) ※

※ 扇風機などの簡単に分解できるごみは、指定ごみ袋に入れて集積所に排出いただけます。

袋に入らないサイズのごみでも、分解すれば排出できるよう追記。

修正 3

◎修正前 (P22)

- 不燃ごみの一部有料化でも変わらないルール
 - ・ 事業活動から発生する不燃ごみは産業廃棄物として処理してください。市の収集やリサイクルプラザへの持ち込みはできません。
 - ・ 粗大ごみを分解して指定ごみ袋に入れても収集しません。
 - ・ ペットボトルとプラスチック容器包装類は必ず分別してください
 - ・ ペットボトルは潰さずに出してください。

◎修正後 (P23)

- 不燃ごみの一部有料化でも変わらないルール
 - ・ 事業活動から発生する不燃ごみは産業廃棄物として処理してください。市の収集やリサイクルプラザへの持ち込みはできません。
 - ・ 50センチ以上の傘は、指定ごみ袋に入れて集積所に排出してください。
 - ・ ペットボトルとプラスチック容器包装類は必ず分別してください
 - ・ ペットボトルは潰さずに出してください。

傘については、50センチを超えるサイズのものはこれまで通り排出できるよう記載を修正。

修正 4

◎修正前 (P23)

(2) 『不燃ごみ』をリサイクルプラザに直接搬入する時

- 有料化の対象となる『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』は指定ごみ袋に入れて搬入してください。
- その他の品目は、これまで通りあらかじめ家庭で分別してから搬入してください。

資源ごみに汚れが多いものや、分別が不十分なものなど、持ち込むことができないごみについては持ち帰りになります。

◎修正後 (P23)

(2) 『不燃ごみ』をリサイクルプラザに直接搬入する時

- 有料化の対象となる『埋立ごみ』『ペットボトル』『プラスチック容器包装類』は指定ごみ袋に入れて搬入してください。
- その他の品目は、これまで通りあらかじめ家庭で分別してから搬入してください。

洗っていないペットボトル・プラスチック容器包装類や、処理ができないごみについては持ち帰りになります。

趣旨をわかりやすく修正。

修正 5

◎修正前 (P27)

12. 有料化実施時期

令和 2 年 5 月	・パブリックコメント実施
令和 2 年 <u>7 月</u>	・方針策定
令和 2 年 9 月	・条例改正案（手数料額）・補正予算案を議会に提出
令和 2 年 10 月～	・住民説明会開始、広報の実施
令和 3 年 7 月	・不燃ごみ有料化開始・月 2 回収集（ペットボトル・プラスチック容器包装類）の実施 ・排出困難者戸別収集支援の実施

◎修正後 (P27)

12. 有料化実施時期

令和 2 年 5 月	・パブリックコメント実施
令和 2 年 <u>8 月</u>	・方針策定
令和 2 年 9 月	・条例改正案（手数料額）・補正予算案を議会に提出
令和 2 年 10 月～	・住民説明会開始、広報の実施
令和 3 年 7 月	・不燃ごみ有料化開始・月 2 回収集（ペットボトル・プラスチック容器包装類）の実施 ・排出困難者戸別収集支援の実施

策定時期を時点修正。（概要版も同様に修正）